

一般競争入札を次のとおり行うので、徳島市上下水道局契約規程（昭和42年徳島市水道局管理規程第21号）第1条に基づき、徳島市契約規則（平成3年徳島市規則第5号）第3条及び第5条の規定を準用し公告します。

令和6年6月25日

徳島市上下水道事業管理者
上下水道局長 石川 稔彦

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 財務会計処理支援業務
- (2) 業務内容 財務会計処理支援業務仕様書のとおり
- (3) 履行場所 財務会計処理支援業務仕様書のとおり
- (4) 履行期間 財務会計処理支援業務仕様書のとおり

2 入札参加資格

次に掲げる事項に該当する者とする。

- (1) 公告日時点で法人格を有する者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 公告の日から開札執行の日までの間に、徳島市の指名停止措置を受け、又は指名を回避されている期間のない者。
- (4) 公告の日から開札執行の日までの間に、徳島市上下水道局暴力団等排除措置要綱による排除措置期間のない者。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者。

ただし、更生手続開始の申立て、又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、徳島市に競争入札参加資格の再申請を行っている者は、当該申立てがなされていない者とみなす。

- (6) 公告の日現在で、本市の登録業者名簿（物品・役務関係）に登録されている者。

3 参加資格の確認と決定

次に掲げる書類の審査により、一般競争入札参加資格の有無を決定する。

- (1) 入札参加資格確認申請書（様式1）
- (2) 誓約書（様式2）
- (3) 登記事項証明書（法人）

4 申請書の様式及び契約条項を示す場所

- (1) 徳島市上下水道局ホームページ
(<https://www.city.tokushima.tokushima.jp/jogesuidokyoku/business/keiyaku/index.html>)
- (2) 〒770-0808 徳島県徳島市南前川町5丁目1番地の4 本庁舎2階
徳島市上下水道局 経営企画課 財務第一係
電話 088-623-2420 FAX 088-623-1027

5 仕様書及び申請書類の提供

- (1) 徳島市上下水道局ホームページからダウンロードすること。
(<https://www.city.tokushima.tokushima.jp/jogesuidokyoku/business/keiyaku/index.html>)
- (2) 令和6年6月25日(火)から令和6年7月23日(火)まで提供及び閲覧可能とする。

6 申請書類の提出及び方法

- (1) 提出期間 令和6年6月26日(水)から令和6年7月9日(火)午後5時まで
- (2) 提出方法 持参又は郵送による。
 - ※ 3-(1)から(3)までに示す申請書類を提出すること。
 - ※ 持参の場合は、(1)の提出期間内(土日祝日を除く)の午前8時30分から午後5時までの間に、4-(2)に示す場所に持参すること。
 - ※ 郵送の場合は、(1)の提出期間内に到着するよう送付すること。

7 一般競争入札参加資格の有無に関する通知

- (1) 通知日 令和6年7月12日(金)
- (2) 通知方法 入札参加資格を有する者に一般競争入札参加資格決定通知書及び入札書類を、入札参加資格を有しない者に一般競争入札非参加資格決定通知書を郵送により通知する。

8 質疑書の提出・回答方法

質疑書(様式3)の提出は、メール又はFAXにより行うものとする。その際には、質問者が質疑書の到着確認を行うこと。ただし、質疑のない場合、提出は不要である。

- (1) 受付期間 令和6年6月26日(水)から令和6年7月3日(水)午後4時まで
- (2) 回答期間 令和6年7月5日(金)から令和6年7月23日(火)まで
- (3) 受付方法 上記4-(2)に示す場所にメール又はFAXすること。
メールアドレス suido_keiki@city-tokushima.i-tokushima.jp
FAX 088-623-1027
- (4) 確認先 4-(2)に示す電話番号に連絡すること。
- (5) 回答方法 徳島市上下水道局ホームページで公開する。
(<https://www.city.tokushima.tokushima.jp/jogesuidokyoku/business/keiyaku/index.html>)

9 入札方法

- (1) 入札者は、原則として入札執行日時に入札執行場所へ出席して行うこと。
- (2) 本市の指定した入札書を用いること。
- (3) 入札者は、提出済みの入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

- (4) 入札時に入札者又はその代理人（以下「入札者等という。ただし、代理人の場合は委任状を提出した者に限る。」）の立会いを許可する。

10 入札の日時および場所

- (1) 入札日時 令和6年7月24日（水）午前10時00分
- (2) 入札場所 徳島県徳島市南前川町5丁目1番地の4 徳島市上下水道局 2階 入札室

11 入札・落札に関すること

- (1) 特別の理由がある場合は、業務の発注を取り止め又は延期をすることがある。
- (2) 本業務の入札参加資格を有する者と決定されなかった者は、当該入札に参加できない。
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 入札の無効
 - ア 公告に示した入札参加資格のない者の入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
 - ウ 徳島市契約規則第13条の各号に該当する入札
- (5) 開札後から落札決定までの間に、指名停止措置又は指名回避措置を受けた者は、失格とする。
- (6) 開札後から落札決定までの間に、徳島市上下水道局暴力団等排除措置要綱による排除措置を受けた者は、失格とする。
- (7) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、当該入札者立ち会いのもと、くじにより落札者を決定するものとする。当該入札者が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くものとする。

12 契約に関すること

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 落札者の決定後、契約締結までの間において、指名停止措置又は指名回避措置を受けた者は、この契約を締結しないこととする。
- (4) 落札者の決定後、契約締結までの間において、徳島市上下水道局暴力団等排除措置要綱による排除措置を受けた場合には、この契約を締結しないこととする。

13 その他

- (1) 提出書類等に虚偽の記載がある場合は、契約を解除することができる。
- (2) 入札参加資格要件を満たしていないと認められる者は、徳島市上下水道事業管理者に対し、その理由についての説明を書面により求めることができる。
- (3) 支払方法は、落札金額を45で除した金額を月払いで支払う。端数金額の調整は、別途協議の上決定する。
- (4) この契約は債務負担行為による複数年契約とする。

(5) その他、各様式等の記載例説明書等に従うこと。

以 上